

環 企 第 9 5 号
平成28年6月15日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

岡山県知事 伊原木 隆太

福山共同発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する
意見について

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）
第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規
定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べます。

つきましては、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、特定事業者に対し必
要な勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますよう御配慮願います。

福山共同発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する岡山県知事意見

1 総論評価

- (1) 事業計画について
適切な予測・評価を行うためには、可能な限り詳細に事業計画が明らかになっていることが求められる。
準備書の作成に当たっては、ばい煙の排出緒元（排ガス量、ばい煙量、ばい煙処理施設の処理効率）、工事内容（工種、工事関係車両・船舶の交通量）など、事業計画を詳細に記載し、これらを踏まえた適切な予測・評価を行うこと。
- (2) 環境負荷の低減について
既存設備を高効率の発電設備に更新し、エネルギー利用の効率化と環境負荷の低減に資するという本事業の特徴を生かすため、準備書の作成に当たって、定常運転時における新2号機の寄与率を明らかにするなどにより、現状の環境負荷が本事業によりどの程度改善するかについて記載すること。
- (3) 住民理解について
事業計画に関する情報を積極的に提供し、地域住民の理解と協力が得られるよう十分に配慮すること。

2 各論評価

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - ア 大気環境
対象事業実施区域周辺では、微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び光化学オキシダントに係る環境基準を達成していない地点が多いことから、準備書の作成に当たっては、これらの原因物質となる硫酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出抑制に配慮した事業計画とすること。
 - イ 水環境
 - (ア) 準備書の作成に当たっては、湿式電気集塵機の新設により増加する排水の製鉄所への送水後における製鉄所の排水口における排水の状況に変更がないことを明らかにすること。
 - (イ) 取放水設備を敷地外（海域）へ設置することから、海域における流向及び流速への影響を検討し、その結果を環境影響評価項目の選定（選定しない場合はその理由）に反映させること。
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - 動物及び植物
取水設備工事により、スクリーン室やカーテンウォールを海域へ設置するとともに、その沖合の海底面の整備も行うことから、これらの工事の内容を踏まえ、海域に生息する動物・植物への影響を検討し、その結果を環境影響評価項目の選定（選定しない場合はその理由）に反映させること。
- (3) 環境への負荷の量の程度
 - 廃棄物等
本事業で発生すると予測される産業廃棄物の種類ごとに、福山市及び近接市町における中間処理施設・最終処分場の数を調査し、産業廃棄物に係る環境影響評価が適切に行えるよう準備書に記載すること。

平成 28 年 6 月 21 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
環境県民局環境保全課

福山共同発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について（通知）

平成 28 年 1 月 25 日付けで瀬戸内共同火力株式会社から送付された環境影響評価
方法書について、電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定により、別紙のとおり意見を
提出しますので、環境の保全上適正な配慮がなされるようお願いいたします。

福山共同発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 事業計画や工事計画の具体化に当たっては、大気汚染防止、温排水対策、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の観点から、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、可能な限り最良の技術の導入を検討するなど、環境影響の低減が図られた計画とし、検討結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 環境影響評価方法書に記載されている調査、予測及び評価の手法を適切に実施するとともに、その過程において、新たに環境に影響を与えるような事実が判明した場合は、必要に応じ、環境影響評価項目の追加を行い、適切な調査・予測及び評価を行うこと。
- (3) 本事業による環境負荷を懸念する住民意見については、内容を十分検討すること。
また、適切な機会をとらえて環境影響評価の内容を十分に説明するとともに、環境影響評価に関する図書等の積極的な情報公開に努めるなど、住民等とのコミュニケーションを図ること。
更に、環境影響評価準備書の作成に当たっては、環境調査等の内容及び環境影響評価の結果に関する情報の記載方法を工夫するなど、分かりやすい図書づくりに努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- ア 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出量を現状より低減させる計画となっているが、環境影響評価の実施に当たっては、各号機の計画利用率等の根拠を示した上で排出量を算定し、適切な予測及び評価を行うこと。
また、対象事業実施区域は、製鉄所からの排出ガス等による影響も懸念されることから、予測及び評価を行うに当たっては、周辺の大気汚染濃度が気象条件等により、一時的に上昇することを考慮すること。
- イ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質は、対象事業実施区域周辺において環境基準に適合していない地点が存在することから、その発生の一因となる窒素酸化物を低減させるため、最新鋭の低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置の導入等について検討すること。
- ウ 主要な輸送経路沿いには、学校、病院及び住宅地等が存在していることから、騒音及び振動の影響が最大となる時期について、関係車両の台数や工事工程などの諸元を明らかにした上で予測及び評価を行うこと。
なお、評価に当たっては、工事車両の増加による影響が可能な限り回避・低減されているか検討すること。
- エ 低周波音に係る調査は、敷地境界及び最寄りの民家付近において行うとしているが、

調査結果を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加した上で予測及び評価を行うこと。

また、評価に当たっては、周辺の学校、病院及び住宅地等に影響が生じる程度ではないことを確認すること。

(2) 動物・植物

ア 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の助言を得ながら適切な環境保全措置を検討し、その検討経緯についても環境影響評価準備書に記載すること。

イ 温排水による海生生物への影響については、温排水の拡散予測の結果を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加した上で予測及び評価を行うこと。

(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

主要な輸送経路沿いには、多数の住民が利用すると考えられる公園等が存在するため、交通量が最大となる時期について、関係車両の台数や工事工程などの諸元を明らかにした上で予測及び評価を行い、その過程についても環境影響評価準備書に示すこと。

(4) 廃棄物等

発生する産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び最終処分量については、各号機の計画利用率等を踏まえて定量的に示した上で予測及び評価を行うこと。

なお、評価に当たっては、可能な限り有効利用が図られているか検討すること。

また、有効利用や最終処分の方法について環境影響評価準備書に記載すること。

(5) 温室効果ガス等

発電設備の更新による二酸化炭素排出量の削減効果について、環境影響評価準備書に定量的に記載すること。

また、評価に当たっては、「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」、「福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合についても検討すること。